■インド財政状況の概観

DP比四・四%にまで悪化していること、二〇〇一/〇二年度 事実もある。二○○四年七月にインド財務省が出した「財政責 のインド経済の重要性は今や広く認知されているところである。 る高い成長率が示すように、いわゆるBRICsの一角として などが述べられている。 には歳入の半分以上が累積した国債の利払いに充てられたこと にGDP比三・三%であったのが、二〇〇二/〇三年度にはG てきており、歳入赤字(revenue deficit)は一九九○/九一年度 ては、インド政府が歳入赤字の問題に過去一○年以上悩まされ 任及び予算管理法の実施に関する答申」(参考文献①)におい DP成長率が九・二%にも達することを発表した。 九%を超え 会における予算演説の冒頭で二〇〇六~二〇〇七年度の予測G 一方で、インド政府の財政は深刻な赤字を抱えているという 二〇〇七年二月二八日、チダンバラム・インド財務相は、議

算管理法」(Fiscal Responsibility and Budgetary Management Act, でに歳入赤字から脱却することを現在目標としている。 年GDP比○・五%のペースで削減し、二○○八/○九年度ま このような財政状況を受け、インド政府は「財政責任及び予 | を成立させている。この財政責任法の下、歳入赤字を毎

> り、大規模な歳出抑制は難しいという事情によると考えられて インフラストラクチャーや社会保障制度の整備需要を抱えてお 減の方法を選択したようである。これは、歳出面については、 ある。インドの場合は、政府は後者の税収増による財政赤字削 て、歳出カットを重視する方法と、税収増を重視する方法とが ところで、財政赤字からの脱却の方法としては、大きく分け

られているのかについて見てゆくこととしたい。 及び税務行政の何が改革されたのか、あるいは何の改革が求め F(国際通貨基金)などの公表した資料を中心に、インド税制 の「鍵」となるわけであるが、本稿では、インド財務省やIM そのため、まさに税収の確保こそが歳入赤字体質脱却のため いる。

インド税収状況の概観

のだろうか。 述べた。それでは、現在のインド税収はどのような状況にある 前節で、租税収入の確保がインド財政建て直しの要であると

ほぼ三分の一を占めており、さらには中央政府による製造物品 る。州政府による物品及びサービスへの課税が一般政府税収の への課税も五分の一に達している。間接税を合計するとほぼ税 表1が示す特徴は、間接税が税収の基本になっている点であ

荒木 知

史は、この数字が他の新興市場国のそれと比較しても高い数値 収の三分の二であり、 であることを指摘している。 表の出典元であるIMFのポワルゾン女

ラジル・二九・七五%、 異なるが、二○○六年二月に発表されたⅠMFとその加盟国と 場国に比べた際にその低さが浮き彫りになっている(例えばブ インドネシア・一二・五%)、より平均所得の高い他の新興市 して低い数字ではないが 数字はインドと発展状況の比較的近いアジアの諸国と比べて決 DP比を一六・九%と予測している。同報告書によれば、この では、インドの二〇〇五/〇六年度における一般政府税収のG の年次協議を受けた二〇〇五年四条協議報告書 会保険料の有無による部分が大きいものの、 税収の対GDP比ではどうであろうか。 ロシア・三六・一%)。その違いは社 (例えば中華人民共和国・一七・六%) 前掲の表とは数字が 所得課税の割合の (参考文献(3)

インドに セける 鉛巾 樺準

(2004/05 年度)

衣 I イントにおりる悦収慎垣		(2004/05 年度)
	GDP 比 (%)	全体に占める 割合 (%)
中央政府	9.8	62.4
法人税	2.7	17.1
所得税	1.6	9.9
物品税	3.2	20.3
関税	1.9	11.8
その他(サービス税等)	0.5	3.3
地方政府	5.9	37.6
所得課税	0.1	0.3
資産課税	0.7	4.4
消費課税	5.2	32.8
合計	15.7	100.0

(出所)参考文献②。

低さも指摘されている。ちなみにOECD加盟国の平均は三五 ・九% (二〇〇四年) (参考文献④) となっている。

税収構造改革への道程

財政再建への道程を示している。財政責任法に先立つ二○○二 財政責任及び予算管理法を成立させ、 年一二月には、財務省顧問のケルカー博士を座長とするタスク フォースが、 ートを発表している。 最初の項でも触れたように、インド政府は二〇〇二年八月に 直接税と間接税の両者の改革への骨格となるレポ 税収確保に主眼を置いた

なインド政府の努力に一定の評価を与えている。 である。既述の二〇〇五年IMF四条協議報告書は、このよう に基づき、インド政府は精力的な改革を行いつつあるところ このような税制改革へ向けてのいわばインフラストラクチャ

法人税収及び個人所得税収も伸びており、過去一○年の傾向で における付加価値税(VAT)の導入も実現されている。 の向上も図られ、さらには、長年の懸念事項であった州レベル ○六年度上半期の間接税収が一五%伸びているとの報告がある。 具体的には、法人税の課税ベースが拡大され、税務行政機能 税収について見ると、VAT導入済みの州では、二〇〇五/

れている中央政府の税収 とを強調している。 達成するためには、二〇〇五/〇六年度に一〇・八%と予測さ に二・五%引き上げ、 一方でIMFは、財政責任法に示された財政赤字削減目標を 一三%強を達成することが必要であるこ /GDP比を二○○八/○九年度まで

ある関税等の貿易関係税収の減少を補っている。

の改革推進の必要性は明らかだとしている。 な財政支出増要因も見え隠れしている現状を踏まえると、 さらには、いくつかの分野での改革は遅れ気味であり、 新た 一層

四つの分野ごとに、 以下では、 これまでの改革及び今後の方向性について 個人所得税、 法人所得税及び税務行政 0

述べることとしたい。

間接税制度の展開

ではなかった。

「インドの間接税制度における最近のランドマークは、二○○五年四月における州レベルの付加価値税(VAT)の導入であるが、中でも売上税の制度が州ごとに異なることによる商品への二重課税や累積する税負担の問題を解消するたいよる商品への二重課税や累積する税負担の問題を解消するための統一された付加価値税システムの導入への道程は、一九九めの統一された付加価値税システムの導入への道程は、一九九めの統一された付加価値税システムの導入への道程は、一九九のではる商品への二重課税や累積する税負担の問題を解消するための統一された付加価値税システムの導入への道程は必ずしも平坦間の合意を得ることの難しさから導入への過程は必ずしも平坦間の合意を得ることの難しさから導入への過程は必ずしも平坦間の合意を得ることの難しさから導入への過程は必ずしも平坦間の合意を得ることの難しさから導入への過程は必ずしも平坦間の合意を得ることの難しさから導入への過程は必ずしも平坦

られている。

一九九九年一一月の州首相会議で、州売上税制度の調和と、一九九九年一一月の州首相会議では、二○○七/○八年度付加価値税が導入された(参考文献⑥)。二○○七/○八年度経て、二○○五年四月に、二八の州の内二一州の参加を得て州付加価値税が導入された(参考文献⑥)。二○○七/○八年度経て、二○○五年四月における州付加価値税が導入された。その後度重なる計画の遅れを付加価値税が導入された。その後度重なる計画の遅れを付加価値税が導入への方向性が示され、二十九九九年一一月の州首相会議で、州売上税制度の調和と、

とする一二・五%の二本立てになっている。率は主に日常的な物品に課せられる四%とその他の物品を対象。この州付加価値税制度の下、税率は統一されており、基本税

テップを提案している。 サービス税(goods and service tax)に向けての以下のようなス関する答申は、連邦政府レベルにおける課税ベースの広い物品よる間接税(二〇〇二年)や財政責任法実施(二〇〇四年)に加価値税導入で事足りるとするものではない。ケルカー博士に加・うまでもなく、インドにおける間接税改革は州レベルの付いうまでもなく、インドにおける間接税改革は州レベルの付

その課税対象に含める。
①州レベルの付加価値税を全ての州に拡大し、サービスをも

③連邦税であるサービス税の課税対象のさらなる拡大。 ②州間取引に課される中央売上税(central sales tax)の廃止。

税の導入。 サービス税を統合した新たな連邦レベルにおける物品サービス(連邦物品税(central excise duties/central value added tax)と

⑤連邦物品サービス税の免除措置の撤廃による課税ベース拡

な物品サービス税の導入。 ⑥連邦レベルと州レベルとで共通の課税ベースを持つ包括的

金融や法務の分野へのさらなる拡大が課題とされている。金融や法務の分野へのさらなる拡大が課題とされている。ここで説明を要するのは、インド間接税制においては長らく、ここで説明を要するのは、インド間接税制においては長らく、ここで説明を要するのは、インド間接税制においては長らく、ここで説明を要するのは、インド間接税制においては長らく、ここで説明を要するのは、インド間接税制においては長らく、ここで説明を要するのは、インド間接税制においては長らく、

文献®)。 文献®)。 文献®)。 文献歌)。 文献歌)。 文献歌)。 文献歌)。 文献歌)。 文献歌)。 文は四%から一%に削減されることになっている。参考 最高税率は四%から一%に削減されることになっている。参考 場高税率は四%から一%に削減されることになっている。参考 場高税率は四%から一%に削減されることになっている。参考 が課されてきたが、 の一つである中央売上税(central sales tax)が課されてきたが、 の一つである中央売上税(central sales tax)が課されてきたが、

とが提案されている。

○○六年二月に発表された二○○六/○七年度の予算におこの課税基盤を持つような包括的な物品サービス税を導入するこいでは、二○一○年四月までに連邦レベルと州レベルとで共通二○○六年二月に発表された二○○六/○七年度の予算にお

一〇〇五年IMF四条協議報告書は、このような広い課税基

収増はGDPの一%に相当するとしている。間税収増が見込まれ、サービス税の課税対象拡大による年間税への課税免除措置の見直しによりGDPの○・二五%相当の年る点を指摘している。具体的には、小規模事業者や特定の地域盤を持つ物品サービス税の導入により税収増の効果が期待でき

きく取り除くものとして期待されている。

さらに、納税者コンプライアンス・リスク要因」を大ルの複雑化をもたらしてきたからである。包括的物品サービスれへの誘因となり、頻発する課税当局との税務紛争や課税ルー免除を認めてきた。このような事情が納税者にとっての課税逃スを明確に分けて取り扱い、事業の規模や所在地に応じた課税点も指摘されている。これまでインド間接税制は物品とサービさらに、納税者コンプライアンスの向上が税収増をもたらす

個人所得税改革

二○○五年IMF四条協議報告書は、インド政府が二○○五年IMF四条協議報告書は、インド政府が二○○五年IMF四条協議報告書は、インド政府が二○○五とに一定の評価を与えている。

ことが可能として、三点を掲げている。GDPの三分の二%から四分の三%相当の年間税収を確保するIMFの報告書はさらに、以下のような措置が実施されれば、

基金は多くの収益目的事業を行っており、事業収入が総収入の①慈善基金(charities)への課税強化。インドにおける慈善

五割から六割を占めているという調査結果もある。

②農業所得への課税。農業所得への課税免除は課税の水平的

低限の所得水準の一人当たり平均GDPに対する割合は減少傾 平均GDPの三一五%にも達する(二〇〇三年)のに対し、中 向にあるものの、本項の冒頭で述べたように直近の税制改正で 四%と、他のBRICs諸国と比べても課税最低限の水準は極 国のそれは一八四%、ブラジルは一三二%、ロシアに至っては の最低税率が適用される所得水準は、インドの場合一人当たり の課題ではないとしている。IMFのデータによると、所得税 は課税最低限はむしろ引き上げられている。 めて高くなっている。歴史的に見ると、インドにおける課税最 るという垂直的公平の観点から、疑問が投げかけられている。 公平のみならず、深刻な所得税逃れをもたらしている。たとえ になり得る点も指摘されているが、IMFは直近の所得税改革 に照らせば、ほとんどの中小農家は課税の枠外と考えられる。 **宸業所得への課税が行われても、現行所得税の高い課税最低限** また、高い課税最低限度の水準が中期的な税収の伸びの足枷 ③住宅ローン控除の廃止。高所得の納税者がさらに優遇され

法人所得税の展望

を示している。 法人税改革に関する議論で抽出された主要な論点として、三点法人税改革に関する議論で抽出された主要な論点として、三点二○○四年の財政責任法実施に関する答申は、過去一○年の

下げ。
①低いインフレーションや利子を反映した減価償却率の引き

②過去二○年間に渡る法人税率引き下げを反映した各種控除

③個人所得税の最高税率と法人税率の格差の解消。

通りである。たらす改革パッケージを提示しており、その骨格部分は以下のたらす改革パッケージを提示しており、その骨格部分は以下の上記のような論点を踏まえて、レポートは歳入増の効果をも

余の散発。 ②主として輸出振興や低開発地域支援を目的としてきた各種①一般減価償却率の二五%から一五%への引き下げ。

-げ。 ③国内企業の法人税率の三五・八七五%から三○%への引き

つの案が示されている。
(grandfathering)と、二年間の内に段階的に撤廃する方式の二用は継続しつつ新規企業への適用を撤廃する方式の定なお、二番目の各種控除の撤廃については、既存企業への適

た形で引き下げられている(参考文献⑨)。的な機械及び工場設備の減価償却率が二○○四年の答申に沿っ的実践に、二○○五/○六年度の予算では、法人税率及び一般

ことを指摘している。 見ると、ロシアなど他の新興市場国と比べて必ずしも高くないの法人税率に対する割合である生産性(productivity)について沿った形になっている」と好意的な評価をする一方、法人税収沿った形になっている」と好意的な評価をする一方、法人税収に最近の税制改正の結果、多くの部分について国際的な水準に「最近の税制改正の結果、多くの部分について国際的な水準に「最近の税制改正の結果、多くの部分について国際的な水準に「最近の税制でいる。

GDPの○・五%にも達するという推計も示している。優遇措置にあるとし、このような優遇措置がもたらす税収減は低開発地域や建設業など特定の産業の支援を目的とした多くの報告書はさらに、法人税の低い生産性の原因は、輸出振興や

企業への優遇税制の撤廃期限が二○○七年へと二年間延長されていたバイオなど特定産業における研究開発費や、パキめられていたバイオなど特定産業における研究開発費や、パキる。ただし、二○○五/○六年度の予算で本来二○○五年に定る。ただし、二○○五/○六年度の予算で本来二○○五年に定る。ただし、二○○五/○六年度の予算で本来二○○五年に定る。ただし、二○○五/○六年度の予算で本来二○○五年に定る。ただし、二○○五/○六年度の予算で本来二○○五年に定る。ただし、二○○五/○六年度の予算で本来二○○五年に定る。ただし、二○○五/○六年度の予算を表している。

フラ投資拡大を重視する商工省との見解の相違を伝えている。Act, 2005)の下、新しい特別経済区域内に設立された企業には五年間の法人税免除などの各種優遇措置が認められることとなったところ、The Economist 誌(二〇〇六年一〇月一四日号)は、五年間の法人税免除などの各種優遇措置が認められることとなったところ、The Economist は、輸出振興を目的として二〇〇五年さらに直近の例としては、輸出振興を目的として二〇〇五年、例を引き合いに出し、この問題の難しさを認めている。

税務行政の強化

意が払われてこなかった」点を指摘している。 意が払われてこなかった」点を指摘している。 意が払われてこなかった」点を指摘している。 意が払われてこなかった」点を指摘している。 意が払われてこなかった」点を指摘している。 意が払われてこなかった」点を指摘している。 意が払われてこなかった」点を指摘している。 意が払われてこなかった」点を指摘している。 意が払われてこなかった」点を指摘している。

欠な要素なのである」と説明している。

大な要素なのである」と説明している。

と税務調査の二つに分けて考察している。
答申は強化を必要とする税務行政の分野について、業務手続

利用されるべきことを勧告している。

利用されるべきことを勧告している。

利用されるべきことを勧告している。

利用されるべきことを勧告している。

第2、業務手続に関する主な課題として、第四項で触れた将来の間接税制の柱としての包括的な物品サービス税導入への対応が挙げられている。

第2として、一元的に源泉徴収を管理するシステムの不在による即として、一元的に源泉徴収を管理するシステムの不在による即として、一元的に源泉徴収を管理するシステムの不在による即として、一元的に源泉徴収を管理するシステムの不在によるの存在が必要不可欠であり、この問題は個人所得税における源している(二〇〇四年の答申は、源泉所得税制度が直面した課題として、一元的に源泉であり、この問題は個人所得税における源の内難として、一元的に源泉であり、この問題は個人所得税における源の存在が必要不可欠であり、この問題は個人所得税における派表といる。

につながりつつある、と評価している。ⅠT技術の導入による納税コンプライアンスの強化策が税収増実に進めているとみられ、二○○五年ⅠMF四条協議報告書は、インド政府は上記のような指摘を受けた税務行政の強化を着

置(参考文献⑫。大規模納税者ユニットは大都市に順次置かれ六年における大規模納税者ユニット(large taxpayer unit)の設善その他の税務行政に関連する最近のトピックとして、二○○

たい。 たい。 を対してあり、第一号はベンガルール〔バンガロール〕に設立る予定であり、第一号はベンガルール〔バンガロール〕に設立なれた〕や二〇〇五年末における租税裁判所は、これまでの高された〕や二〇〇五年末における租税裁判所は、これまでの高された〕や二〇〇五年末における租税裁判所(national tax

政への信頼確保に資するものであろう。 務争訟解決の迅速化などは、適正・公平な課税を目指す税務行の効果があると考えられる。また、租税裁判所の設立による税税務調査を可能にすることによる納税者コンプライアンス向上ニットの設置は、納税者の事務負担軽減とともに税目横断的なニットの設置は、納税者の事務負担軽減とともに税目横断的な

ライアンス水準の低下を招くおそれがあると指摘している。 最後に、これは税制と税務行政の双方に関連する事項であろ 最後に、これは税制と税務行政の双方に関連する事項であろ 最後に、これは税制と税務行政の双方に関連する事項であろ

まとめ

な改革を行っているという事実であり、これについては加盟国こ数年の毎年の税制改正であるべき税制の姿に向かって精力的人税さらには税務行政の個別各分野における改革の状況につい人税さらには税務行政の個別各分野における改革の状況につい推進しているという全体的な方向性、及び間接税・所得税・法法におり、そこからの脱却のため税収増を柱とした財政再建をえており、そこからの脱却のため税収増を柱とした財政再建をえており、そこからの脱却のため税収増を柱とした財政再建を

つ)一定の評価をしている。(歳入赤字からの脱却のためのスケジュールの遅れを指摘しつのマクロ経済政策に関して助言を行う国際機関であるIMFも、

今後インド政府が抱える大きな課題としては、やはり第四項今後インド政府が抱える大きな課題としては、やはり第四項の手に、利益が不可欠であろうし、第七項で述べたように、包括的物を指向していると考えられるため、中央政府と州政府との密接を指向していると考えられるため、中央政府と州政府との密接を協力が不可欠であろうし、第七項で述べたように、包括的物品サービス税道入の前提として、税務行政のITインフラストの共一ビス税道入の前提として、税務行政の工工インフラストの共和政策と税務行政の両面から取り組まれるべき課題であると言える。

にも同時に注意を払ってゆくべきであろう。でも同時に注意を払ってゆくべきであろう。他方で、財政構造改革に尽力するインド政府の今後の動向でインドのニュースに日常的に触れる機会が多くなってきていているという。参考文献⑮)など、マクロ経済やビジネスの面月中間決算では売上高・純利益共に前年同期比で三割以上伸び好調な業績(例えば、インドの有力企業二二社の二○○六年九好調な業績(例えば、インドの有力企業二二社の二○○六年九年稿の冒頭に述べたような高いGDP成長率やインド企業の

また、インドにおける税制改革の動向は、インドに関心のあり」と述べられている。 また、インドにおける税制改革の動向は、インドに関心のあり方にとって一つのモデルを提供するものでもある。 第七項で触れたインド国立財政政策研究所のゴヴィンダ・ラオ の本の経験は、国家の広大さ、改革の歩みのユニークさ、あ の本の経験は、国家の広大さ、改革の歩みのユニークさ、あ の本の経験は、国家の広大さ、改革の歩みのユニークさ、あ の本で触れたインド国立財政政策研究所のゴヴィンダ・ラオ の本でを表している。

(あらき)さとる/OECD租税政策センター職員

《参考文献》

- Report of the Task Force on Implementation of the Fiscal Responsibility and Budget Management Act 2003, Ministry of Finance, India, July 2004.
- (v) Poirson, H., The Tax System in India: Could Reform Spur Growth? INF, April 2006.
- (2) INDIA, Staff Report for the 2005 Article IV Consultation, IMF, February 2006.
- (4) Revenue Statistics 1965-2005, OECD, 2006
- (a) A White Paper on State-Level Value Added Tax, The Empowered Committee of State Finance Ministers, January 2005.
- (e) "India: State-level VAT Comes into Effect," IBFD Tax News Service Online, 4 April 2005.
- © "India: Budget for 2006/07," IBFD Tax News Service Online, 3 March
- (w) "India: Central Sales Tax/VAT Developments," IBFD Tax News Service Online, 28 March 2006.
- © Govinda Rao, M. and R. Kavita Rao, *Trends and Issues in Tux Policy and Reform in India*, NIPFP, New Delhi, October 2005.
- (a) State Fiscal Reforms in India, World Bank, 10 November 2004
- (2) "India: Large Taxpayer Units Being Established," IBFD Tax News Service Online, 11 September 2006.
-) "India: National Tax Tribunal Established," IBFD Tax News Service Online, $14\,\mathrm{December}\,2005.$
- (E) Paying Tuxes The global picture, World Bank and Pricewaterhouse Coopers LLP.
- ⑮NIKKEINET国際ニュース、二○○六年一一月一三日。

[付記] 文中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。